

奄美市時短要請関連事業者緊急支援金

申請要領

【連絡先】 奄美市商工政策課
TEL:0997-52-1111(内線 5304・5305)

1 概要

鹿児島県の営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある関連事業者のうち、売上の減少した事業者に対し支援金を交付し、事業活動の継続を支援するものです。

2 事業の具体的な内容

(1) 交付対象者

交付対象となる飲食店等は、下記の要件を全て満たす法人または個人とします。

- A) 令和3年4月30日時点において、奄美市内に事業所を有し、事業を営んでいる者。(個人事業主等で事業所を有さない場合は、上記に加え、申請日時点において市に住所を有していること。)
- B) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請(要請期間:令和3年5月10日から令和3年5月23日まで)に応じた市内飲食店等と直接取引がある事業者。
- C) 令和3年5月の売上高が、次に定める比較売上高と比較して20パーセント以上減少していること。

1. 平成30年以前から開業している事業者

ア 令和2年5月または令和元年5月の売上高を法人事業概況説明書または青色申告決算書で**確認できる事業者**

⇒ いずれかの5月の売上高を比較売上高とする

イ 令和2年5月または令和元年5月の売上高を法人事業概況説明書または青色申告決算書で**確認できない事業所**

⇒ いずれかの年間売上高 \div 12=比較売上高とする

2. 令和元年(平成31年)以後に開業した事業者

- ア 令和3年1月から4月までに開業した事業者については、令和3年4月までの売上高の合計を、令和3年4月までの操業月数(開業日の属する月も操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす)で除した額。
- イ 令和2年中に開業した事業者については、令和2年の年間売上高を、当該年の操業月数(開業日の属する月も操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす)で除した額。
- ウ 令和元年中に開業した事業者については、下記のいずれか
- 令和元年の年間事業収入を、当該年の操業月数(開業日の属する月も操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす)で除した額
 - 令和2年5月の売上高を法人事業概況説明書または青色申告決算書で確認できる事業者 ⇒ 令和2年5月の売上高
 - 令和2年5月の売上高を法人事業概況説明書または青色申告決算書で確認できない事業者 ⇒ 令和2年の年間売上高 ÷ 12 = 比較売上高
- D) 土地や建物、機材や調理用具等の賃貸借・レンタル事業者については、時短要請に応じた飲食店に対し、令和3年5月の賃料(一部期間でも可)を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できること。

※複数店舗を営んでいる場合でも、事業者ごとに1回の交付となります。

※暴力団又は暴力団員が経営し、若しくは経営に関与している法人又は個人は対象外となります。

※宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は個人は対象外となります。

(2) 交付金額

交付金の額は、下記のとおりです。

「(1)交付対象者」のC)で定めた比較売上高 - 「令和3年5月」の売上高 = 交付金額

(※)上限額は『法人：20万円』『個人：10万円』とします。

※交付金額については、別紙の「交付申請額シート」にて算定ください。

3 提出書類

◎法人事業者

	書類内容
①	交付申請書(別記第1号様式)
②	交付申請額算定シート (※)開業時期によってシートが異なります。
③	誓約書(別記第2号様式)
④	取引内容確認書(別記第3号様式)
⑤	時短要請に応じた飲食店と、令和3年1月～4月の間で直接取引したことが確認できる直近の書類の写し。(納品書,領収証,契約書の写し等)
⑥	確定申告書の写し (1)令和2年度分(または令和元年度分)の確定申告書別表一の控え (2)法人事業概況説明書の控え (※)申告方法や開業時期によって必要書類が異なりますので、別紙の『比較売上高確認表』をご確認ください。
⑦	令和3年5月の売上が分かるもの(帳簿等の写し)
⑧	法人名義の振込口座の通帳の写し(口座番号・口座名義の確認ができるもの)
⑨	請求書(別記第5号様式) (※)別紙の金融機関コード一覧をご参考ください。
※	【土地や建物、機材や調理用具等の賃貸借・レンタル事業者の場合】 契約書の写し

◎個人事業者

	書類内容
①	交付申請書(別記第1号様式)
②	交付申請額算定シート (※)開業時期によってシートが異なります。
③	誓約書(別記第2号様式)
④	取引内容確認書(別記第3号様式)
⑤	時短要請に応じた飲食店と、令和3年1月～4月の間で直接取引したことが確認できる直近の書類の写し。(納品書,領収証,契約書の写し等)
⑥	確定申告書の写し 《青色申告の場合》 (1)令和2年度分(又は令和元年度分)の確定申告書第一表の控え (2)所得税青色申告決算書(1枚目と2枚目)の控え 《白色申告の場合》 (1)令和2年度分(または令和元年度分)の確定申告書第一表の控え 《上記の書類が提出できない場合》 市民税申告書の控え (※)申告方法や開業時期によって必要書類が異なりますので、別紙の『比較売上高確認表』をご確認ください。
⑦	令和3年5月の売上が分かるもの(帳簿等の写し)
⑧	振込口座の通帳の写し(口座番号・口座名義の確認ができるもの)
⑨	本人確認書類の写し(運転免許証,健康保険証,マイナンバーカード等)
⑩	請求書(別記第5号様式) (※)別紙の金融機関コード一覧をご参考ください。
※	【土地や建物、機材や調理用具等の賃貸借・レンタル事業者の場合】 契約書の写し

(※)確定申告書の控え、市民税申告書の控えはいずれも収受印のあるものとします。

4 申請について

(1) 申請期間

令和3年6月 15 日(火)～**令和3年7月 31 日(土)**(当日消印有効)

(2) 申請方法

申請方法は原則**郵送**とします。

極力、簡易書留やレターパックなど郵送物が追跡できる方法で郵送してください。

「宛先」 〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市商工政策課 宛て
※ 封筒に「**関連事業者緊急支援金申請書 在中**」と記入してください。

(3) 申請書類の入手方法

A) 奄美市ホームページからダウンロード

B) 以下の奄美市役所担当部署での受け取り

名瀬総合支所商工政策課, 住用総合支所産業建設課, 笠利総合支所産業振興課

5 その他

- (1) 申請受付後, その内容を審査し, 支援金交付の可否を決定し, その旨を奄美市時短要請関連事業者緊急支援金交付(不交付)決定通知書でお知らせします。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けた者に対し, その決定通知を取り消し, 又は既に受領した支援金の返還を命じることがあります。